



山形県公報

令和2年3月6日(金)
第86号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正……………(水大気環境課) ……167
- 知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課) ……168
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………(長寿社会政策課) ……同
- 介護保険法による指定研修実施機関の指定……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……169
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……170
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する規程……………同
- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………171

公 告

- 一般競争入札の公告……………(情報政策課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……172
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……173
- 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……174

告 示

山形県告示第117号

昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

村山野川(全域)	A	ロ
----------	---	---

を

村山野川(全域)	A	ロ
倉津川(全域)	A	イ

に

改める。

山形県告示第118号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（4－フルオロプロチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名4F－MDMB－BINACA）
- (2) N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕－N－フェニルペンタンアミド及びその塩類（通称名Valeryl fentanyl）
- (3) （8R）－1－アセチル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類（通称名ALD－52，1－Acetyl－LSD）
- (4) 1－（1，3－ベンゾジオキソール－5－イル）－2－（ブチルアミノ）ペンタン－1－オン及びその塩類（通称名N－Butylpentylone）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和2年3月7日

山形県告示第119号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地の15	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」 鶴岡校 鶴岡市神明町6番37-2号	児童発達支援	令和2.3.31
株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地の15	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」 鶴岡校 鶴岡市神明町6番37-2号	放課後等デイサービス	同

山形県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定試験実施機関の名称	指定試験実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

山形県告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定した。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定研修実施機関の名称	指定研修実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

山形県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
太鼓胴土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡真室川町大字大沢1380番地
- 3 認可年月日
令和2年2月27日

山形県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第124号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

令和2年2月21日

2 処分を受けた者

(1) 商号 画字楼

(2) 主たる営業所の所在地 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋970番1号

(3) 代表者の氏名 柴崎 信吾

(4) 許可番号 山形県知事許可（般一元）第300775号

3 処分の内容

とび・土工工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事に係るものについて、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの1年間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

大石田町が発注した工事に関し、建設業者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項及び第198条の規定により罰金刑に処せられたことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

山形県告示第125号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
株式会社SGCサポート 代表取締役 佐藤 智	鶴岡市西目字竹浦42番地1	鶴岡市新海町12番17-1号	令和 2. 2. 26

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第10号**

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月6日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程（昭和49年6月県選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 審査公報の様式は、審査の都度県の選挙管理委員会（以下「県の委員会」という。）が定める。

第4条第3項中「県の選挙管理委員会」を「県の委員会」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県選挙管理委員会告示第11号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月6日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 病院の項の表中

産婦人科・小児科 三井病院	〃	美咲町28番1号
医療法人 宮原病院	〃	三和町1番53号

を

「産婦人科・小児科 三井病院 〃 美咲町28番1号」に改める。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県大規模システム統合基盤構築運用に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和2年4月16日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県大規模システム統合基盤構築運用に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年4月30日まで
- (4) 入札方法 調達をする役務が提供される令和2年5月1日から令和7年4月30日までの期間に相当する料金の総価のうち令和2年5月分から令和3年3月分までの11箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった令和2年5月1日から令和7年4月30日までの期間に相当する料金の総額のうち令和2年5月分から令和3年3月分までの11箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)3199

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年4月3日（金）午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Supply and maintenance of specified software for Development and operation of the Yamagata Prefectural Government's mission-critical system integration infrastructure: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 16, 2020

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)3199

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和2年7月6日まで縦覧に供する。

令和2年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ鶴岡店

鶴岡市美咲町21番地2外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田308番地

代表取締役 岡田 義則

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年10月26日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,830平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 112台
 - (2) 駐輪場の収容台数 16台
 - (3) 荷さばき施設の面積 133平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 62立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前8時
 - ロ 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後9時30分まで。ただし、第二駐車場は午前7時30分から午後9時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
令和2年2月25日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年7月6日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から令和2年1月21日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年3月6日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
消防学校	関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。	総務課担当職員のダブルチェックにより関係法令の確認を十分に行うほか、過去の同様事例の確認や、他公所・出納室への手続き照会、本庁所管課との密な連絡調整等を行い、複数の部署によるチェック機能が働くよう対応することとした。また、担当者の異動に伴う後任者への引継ぎにおいても、当該事例をペーパー化し確実に伝達することとした。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から令和2年1月21日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年3月6日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
公益財団法人山形県臓器移植推進機構	募金を受け入れているにもかかわらず、財務規程第7条（2）に定められている現金出納帳について、作成されていない。	指摘を踏まえ、団体に現金出納帳を作成するよう指導を行った。